

日行連発第1142号
令和元年12月18日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について（周知）

平成30年4月25日に「古物営業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第21号）が公布されましたが、本改正のうち、「許可単位の見直し」については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行されることとされておりました。この度、「古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（政令第165号）が11月22日に公布され、令和2年4月1日から全面施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

本改正により、既に許可を受けている古物商又は市場主は、施行日までに主たる営業所等の届出が必要（営業所が一つであっても届出が必要）となり、届出をせずに施行日後に古物営業を行った場合は「無許可営業」となるので、新たに許可申請が必要となります。

また、改正法の施行前に主たる営業所等の届出を行った後に、営業所の所在地等の届出内容に変更があった場合には、再度、主たる営業所等の届出を行うとともに、古物営業法第7条の規定に基づく変更の届出を行う必要があります。

更に、2県以上から許可証の交付を受けている古物商又は古物市場主については、全面施行日から1年を経過する日までに新許可証の交付申請が必要とされています。

本件については、日行連会員サイトに周知いたしますが、各单位会におかれましても、会員への周知等にご協力くださるようお願いいたします。

【別添】

- ・主たる営業所等の届出について（警察庁提供資料）

以上